

平成 29・30 年度  
兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引

平成 30 年 1 月 30 日

公益社団法人兵庫県保育協会

(注) この手引きの内容は、予告なく変更する可能性がありますので、  
必ず最新版の手引きを参照してください。

## 目次

I	貸付事業の概要	1
II	貸付の手続き	
1	貸付の申請	4
2	資金の受領に必要な手続き	5
3	貸付後の各種手続き	6
4	返還免除	7
5	返還	10
6	返還の猶予	10
7	完了	10
II	貸付けの流れ	11
III	提出書類一覧	12
IV	F A Q	15
V	様式集	20

## I 貸付事業の概要

貸付対象	<p>指定保育士養成施設の在學生で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方（神戸市に住民登録している者を除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有する</li> <li>② 学業優秀である</li> <li>③ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる（※1）</li> <li>④ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない</li> </ol>
募集人数	<p>予算の範囲内          ※ 各校からの推薦人数の目安は各期の募集案内で通知。</p>
貸付限度額	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 月額5万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕</li> <li>② 入学準備金 20万円</li> <li>③ 就職準備金 20万円</li> </ol> <p>※ 通信課程で修学する場合も対象となりますが、返還免除対象施設で働きながら修学する方は、就職準備金の貸付を受けることはできません。</p> <p>※ 必要な経費の範囲で貸し付けるため、用途を領収書等（将来の支出の場合には用途の見込み）により確認します。</p>
貸付期間	<p>養成施設に在学する期間          ただし、貸付できる額は修学資金2年間分を限度とします。</p>
他の貸付金との併給	<p>生活福祉資金・父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金等、趣旨を同じくする貸付や国庫補助で実施されている離職者訓練との併給は認められません。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。</p> <p>なお、貸付の趣旨が異なる他の制度との併給は可能です。</p>
利子	<p>無利子。ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息（5%）がかかります。</p>
申請手続	<p>申請は、養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。</p>
貸付金の送金	<p>年2回、半年分を送金します。ただし、貸付決定時期等に応じて変更することがあります。</p> <p>※ 入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。</p> <p>※ 就職準備金は、内定通知の写し等の提出後に送金します。</p>
返還免除	<p>下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録</li> <li>② 兵庫県内（神戸市域含む）の従事先施設（※2）で保育業務に引き続き5年間従事（※3）</li> </ol>

※1 所得の目安は、日本学生支援機構の家計基準（第1種貸付金・短期大学）の基準に相当する水

準で、世帯全員の総所得額とします（生計を一にする者の所得の合計であり、家計支持者のみの所得ではありません。）。

なお、生計維持者の罹病や世帯の構成員の長期療養、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害等の特別の事情がある場合には、この限りではありませんのでご注意ください。

<参考：日本学生支援機構の家計基準（第1種貸付金・短期大学）>

区分			給与所得者	給与所得以外
3人世帯	公立	自宅	640万円	274万円
		自宅外	707万円	321万円
	私立	自宅	705万円	319万円
		自宅外	772万円	366万円
4人世帯	公立	自宅	720万円	330万円
		自宅外	785万円	377万円
	私立	自宅	783万円	375万円
		自宅外	830万円	422万円
5人世帯	公立	自宅	906万円	498万円
		自宅外	1,000万円	592万円
	私立	自宅	996万円	588万円
		自宅外	1,090万円	682万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

※2「従事先施設」は次の施設（公立施設を含む）を指します。

- ①児童福祉法第6条の2の2第2項・4項に規定する児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど）
- ②児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設  
保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- ③児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ④児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設
- ⑤学校教育法に規定する幼稚園で次のいずれかの条件を満たすもの
  - ・預かり保育を常時実施
  - ・認定こども園に移行予定
- ⑥就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園（保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型の全類型を含む）
- ⑦児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が実施又は同条第2項の規定により市町村の認可を受けた次の事業
  - ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ⑧病児保育事業（都道府県知事等に児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出を行ったもの）
- ⑨放課後児童健全育成事業（児童福祉法第34条の8第2項の規定により市町村が実施又は市町村長に同条2項に基づく届出を行ったもの）

⑩一時預かり事業(都道府県知事等に児童福祉法第34条の12第1項に基づく届出を行ったもの)

⑪子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

⑫認可外保育施設のうち以下に掲げるもの

- ・児童福祉法第59条の2等の規定により都道府県知事等に届出を行っている認可外保育施設
- ・雇用保険法施行規則第116条に規定する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金又は「看護職員確保対策事業等の実施について」(平成22年3月24日医政発0324第21号)に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設・院内保育所等

⑬子ども・子育て支援法に基づく仕事・子育て両立支援事業のうちの企業主導型保育事業

なお、国立児童支援施設等(国立高度専門利用研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。)で引き続き5年間勤務する場合も返還免除の対象となりますが、これらの施設において業務に従事する場合には、「兵庫県の区域」は「全国の区域」とします。

※3 従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

過疎法に規定する過疎地域で従事した場合や、中高年離職者(入学時45歳以上で、離職して2年以内)は3年間で免除されます。

## II 貸付の手続き

### 1 貸付の申請

#### (1) 申請

保育士修学資金（以下、「修学資金」という）の貸付を希望する場合は、連帯保証人を立てて、下記の書類を準備し、養成施設を通じて兵庫県保育協会（以下、「県保育協会」という）に提出してください。

#### 〈提出先〉

公益社団法人兵庫県保育協会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

#### 〈申請者が作成・準備する書類〉

- ① 貸付申請書（様式1-4）
- ② 学校成績証明書（1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外は前学年の証明書）  
※ 記録の保存年限等により成績証明書が発行できない場合は、卒業証明書を提出してください。
- ③ 住民票又は住民票記載事項証明書（申請者を含む世帯分）  
※ 外国籍の方は滞在資格が永住権である場合のみ貸付対象となります。
- ④ 申請者と申請者の生計を支える世帯全員の収入の状況を証明する書類  
世帯の所得は、原則として次の書類により確認します。なお、特段の事情を確認する場合等、上記の書類のみで判断が難しい場合には、別に書類の提出を指示する場合があります。

区分		必要書類
給与所得者		源泉徴収票のコピー
給与所得以外	確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）※
	確定申告を電子申告により行った場合	申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

※ 税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要

- ⑤ 連帯保証人の直近の収入の状況を証明する書類（源泉徴収票等）
- ⑥ 個人情報取扱同意書（様式1-6）
- ⑦ 他の奨学金等を借入れている場合は、借入状況の分かる書類
- ⑧ 入学準備金を利用した用途の分かる書類（領収証等）
- ⑨ 申請期間に係る学費の一覧  
※教材費、実習費等を含める場合はその旨が分かる資料
- ⑩ 中高年離職者に該当する場合は、証明できる書類（離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証のコピーなど）。  
※ 中高年離職者とは、養成施設入学時に45歳上の者であって、離職して2年以内の者を指し、返還免除の要件である5年間の該当業務への従事が3年間に短縮されます。

### 〈養成施設が作成する書類〉

- ① 申請者一覧表（参考様式）
- ② 推薦状（様式1-5）

### 〈連帯保証人について〉

申請者が未成年の場合であって、法定代理人（親権者など）と生計を一にしている場合には、連帯保証人は2名とし、1名は法定代理人、もう1名は独立して生計を営む20歳以上の方にしてください。

なお、法定代理人が生活保護を受給していたり、無収入である場合には、資力のある者を別に保証人として立てることが必要です。

## （2）貸付決定

県保育協会では、提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた方に貸付決定通知書を交付します。

## （3）決定の取消し・貸付の休止

県保育協会は、退学等により修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなると判断した場合には、文書により貸付決定を取り消します。

取消しを受けた場合は、借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「返還」の項目を確認してください。

また、修学生が停学の処分を受けたり、休学した場合には、事由の生じた日の属する月の翌月から事由が解消した日の属する月まで、貸付を休止します。

## 2 資金の受領に必要な手続き

### （1）貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、養成施設を通じて下記の書類を提出してください。

- ① 借用証書（様式4）
- ② 連帯保証人に係る印鑑登録証明
- ③ 振込口座の通帳のコピー  
※ 金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。
- ④ 他の奨学金の借入を減額又は辞退したことが確認できる書類

### （2）貸付金の送金

年2回、半年分を送金します。ただし、貸付決定時期等に応じて変更することがあります。

複数年度貸付を受ける場合は、年度初めに「在学確認書」を提出してください（様式は兵庫県保育協会のホームページからダウンロード可能）。

※ 入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。

※ 就職準備金は、内定通知の写し等を提出していただいた後、送金します。

### 3 貸付後の各種手続き

#### (1) 在学中

事項	提出書類
氏名・住所等を変更したとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）
連帯保証人を変更するとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・印鑑登録証明書（変更のあった連帯保証人のもの）
振込口座を変更したとき	・振込口座変更届（様式7）
退学、休学、復学、留年、停学その他の処分を受けたとき	・停学・復学・退学等届（様式16-2） ・証明できる書類
死亡したとき	・死亡届（様式16-3） ・証明できる書類
貸付を辞退するとき	・辞退申出書（様式13）
就職準備金の交付を受けるとき	・内定通知書の写し等就職（予定）が確認できる資料 ・使途（見込み）が確認できる資料
養成施設を卒業したとき	・卒業届（様式16-4）
保育協会から求めがあったとき （複数年の貸付を受けた者）	・在学確認書（参考様式⑤）

#### (2) 資格登録時

養成施設を卒業後すみやかに卒業届（様式16-4）を保育協会に提出するとともに、「保育士登録機関登録事務処理センター」に登録の手続きをしてください。

後日、登録票が届きますので、その写しを資格登録届（様式16-5）とともに、20日以内に県保育協会へご提出ください。

卒業後1年以内に資格登録をしない場合には、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要になります。返還の手続きは、「返還」のページを確認してください。

##### ※ 登録にかかる注意点

修学資金の返還免除要件となる5年間の業務従事期間は、資格登録後に業務に就いた日の属する月から算出します。該当業務に5年間従事しても登録していない場合には、返還免除要件を満たしませんのでご注意ください。

#### (3) 業務への従事を開始したとき

##### ① 業務従事届の提出

従事先施設（次頁参照）で保育業務に従事している間は、返還猶予を受けることができます。従事日から20日以内に県保育協会へ業務開始届（様式16-6）をご提出ください。

##### ② 従事状況の報告

従事日から1年経過するごとに業務従事届（様式16-8）を県保育協会へご提出ください。同一期間内に複数の事業所で従事された場合は、従事期間証明書（参考様式②）も併せてご提出ください。



#### (4) 業務開始後

事項	提出書類
氏名・住所等を変更したとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）
連帯保証人を変更するとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・印鑑登録証明書（変更のあった連帯保証人のもの）
借受人が死亡したとき	・死亡届（様式16-3） ・証明できる書類
借受人が勤務先を退職（再就職した場合を含む）したとき	・従事先変更届兼指定施設証明届（様式16-7） ・証明できる書類
従事日から1年経過したとき	・業務従事届（様式16-8）
返還免除要件を満たしたとき	・完了届（様式16-9）

## 4 返還免除

### (1) 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、20日以内に県保育協会へ書類を提出してください。

#### 〈免除の事由〉

- ① 「従事先施設」(※) で保育業務に引き続き5年間従事したとき
- ② 保育業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病等のため業務を継続することができなくなったとき

※「従事先施設」とは、次の施設等を言います（要綱第8（4）③）

- ① 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
  - ・ ③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- ④ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- ⑦ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

- ⑧ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑨ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
  - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
  - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- ⑩ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

なお、国立児童支援施設等（国立高度専門利用研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。）で引き続き 5 年間勤務する場合も返還免除の対象となりますが、これらの施設において業務に従事する場合には、「兵庫県の区域」は「全国の区域」とします。

#### 〈提出書類〉

- ① 完了届（様式 16-9）
- ② 従事期間証明書（参考様式②）
- ③ 保育業務上の事由による就労不能の場合には、当該事由を証明する書類  
 Ex. 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）  
 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

#### 〈留意事項〉

##### 業務従事期間の算出について

- 修学資金の返還免除要件となる業務従事期間は、保育士資格登録後に業務に従事した日の属する月から算出します。
- 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事している期間とみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。
- 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。ただし、新たな就職先を探している場合など、特段の事情がある場合には、通算することができます。  
 ※ 月を単位として継続している必要があり、退職翌月に就職すれば連続して

いとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、特段の事情がない限り、返還が必要となります。

- 県内の事業所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。
- 過疎地域自立支援促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合の免除要件は、連続した業務従事期間が3年に達した時点で満たすこととなります。3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、通算5年に達した時点で免除要件を満たすこととなります。

このほか、中高年離職者（入学時45歳以上で、離職して2年以内）も3年間に達した時点で免除されます。

## （2）裁量免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20日以内に県保育協会へ書類を提出してください。

### 〈免除の事由〉

- ① 保育業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき
- ② 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- ③ 2年以上従事先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません）

### 〈免除される額〉

返還すべき債務の残額の全部又は一部

#### 2年以上従事先施設で保育業務に従事していた場合の免除額の計算方法

A＝従事先施設で勤務した月数、B＝貸付期間（月数）

$$\text{返還免除額} = \text{借入金額} \times (A/B) \times (2/5)$$

※ 中高年離職者の場合は、2/5に代えて2/3

### 〈提出書類〉

- ① 返還免除申請書（裁量免除分）（様式21）
- ② 従事期間証明書（参考様式②）
- ③ 事実を証する書類

Ex.死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

疾病等の場合：医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

## 5 返還

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを県保育協会と相談した上で、返還事由が生じた日から 20 日以内に県保育協会へ書類を提出してください。

### 〈手続〉

県保育協会に、返還計画書（様式 19）を提出し、承認を受けてください。県保育協会は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

承認された返還計画を変更する場合には、事前に県保育協会と相談の上、返還計画を改めて提出してください。県保育協会は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

### 〈提出書類〉

#### ① 返還計画書（様式 19）

※ 返還は、県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、貸付を受けた期間に相当する期間の 2 倍の期間内（貸付期間が 2 年の場合、4 年以内）に返還しなければなりません

※ 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式となります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合には、一括返済となります。

## 6 返還の猶予

次の要件に該当する場合に、県保育協会に申請し、承認を得たときには、返還が猶予されます。

### 〈猶予事由〉

- ① 資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 県内において保育に関する業務に従事しているとき
- ③ 被災、傷病、心身の故障その他やむを得ない事由により資金の返還が困難であると認められるとき

### 〈提出書類〉

#### ① 返還猶予申請書（様式 20）

## 7 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて修学生及び連帯保証人に通知するとともに、借用証書（様式 4）を借受人に対して返却します。

## II 貸付の流れ

県保育協会	養成施設	借受人
<b>1 借入時</b> ① 各施設へ貸付希望者の取りまとめを依頼	② 貸付希望者の募集について学生に周知	
	④ 学生の貸付申請書を取りまとめ、推薦書及び一覧表を付して県保育協会へ提出	③ 貸付申請書の作成
⑤ 貸付申請書の審査・貸付決定 ⑥ 貸付決定の通知及び借用書等の提出依頼		
	⑦ 貸付決定書の学生への交付	⑧ 借用書の作成・提出
	⑨ 借用書の取りまとめ、県保育協会への提出	
⑩ 資金の交付手続き		
<b>2 借入後 (事由が生じた場合に報告)</b> ③ 届出の受理 ④ 通知発出 (必要な場合) ・ 契約解除 ・ 返還命令又は返還免除	② 学生からの届出を受け取り、県保育協会に提出	① 次の場合に県保育協会へ届出 ・ 借入人・保証人に変更が生じたとき ・ 勤務先を退学等するとき ・ 貸付を辞退するとき 等
	⑤ 通知の学生への交付	⑥ 書類の受領
<b>3 返還命令を受けた場合</b> ③ 報告書・申請書の審査・受理 ④ 免除 (不) 承認の通知	② 学生からの届出を受け取り、県保育協会に提出 ⑤ 県保育協会からの通知を受け取り学生に交付	① 次の書類を提出 ・ 返還計画書 (裁量免除を受ける場合) ・ 返還免除申請書 (裁量免除分) (返還猶予を受ける場合) ・ 返還猶予申請書
<b>4 借受者の卒業年度</b> ① 卒業生用の事務手続きに関する様式等の配布依頼 ④ 卒業届等の受理	② 貸付者へ案内配布	③ 卒業届・登録届・業務従事届等の提出

※ 卒業後は、借受人と県保育協会の間で直接書類をやりとりする。

### Ⅲ 提出書類一覧

#### (1) 申請時

提出書類	様式	備考
貸付申請書	様式1-4	1部
	参考様式③	入学準備金及び学費等貸付金の使途を明らかにする資料(領収書又は使途(見込み)の一覧)
推薦状	様式1-5	1部(養成校が作成)
学校成績証明書 記録の保存年限等により 成績証明書が発行できない 場合は、卒業証明書	各校の様式による	1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外 は前学年の証明書
住民票又は住民票記載事項 証明書(申請者の世帯分)	各市町の様式による	1部
個人情報取扱同意書	様式1-6	1部
申請者と申請者の生計を支える 世帯全員の収入の状況がわかる資料	各1部	・源泉徴収票のコピー(給与所得者) ・確定申告書(第一表と第二表)(控)の 写し(税務署の受付印があるもの)又は 申告内容確認票の写し(受信通知又は即 時通知を添付)(給与所得以外) ※申請者と申請者の生計を支える世帯全 員分を提出
連帯保証人の収入の状況が わかる資料	各1部	源泉徴収票 等 ※連帯保証人が2人いる場合には2名分
他の借入金・奨学金を利用している 場合には借入状況のわかる資料	1部	・養成施設おける学費総額を証明できる資 料(入学案内等) ・これまでに受けた奨学金の金額とその根 拠資料 ・今後、奨学金を何月からいくらにするか、 予定と金額を記した資料及び減額・辞退 のスケジュール(申請日及び決定日) 等
申請期間にかかる学費が わかる資料	任意	入学のしおり等 (教材費、実習費等を含める場合はその旨 がわかる資料)
離職直前の雇用主の発行 する離職証明、雇用保険 受給資格者証の写し等	1部	中高年離職者(養成施設入学時に45歳上 の者であって、離職して2年以内の者)に 該当する場合のみ提出

(2) 貸付決定を受けたとき

提出書類	様式	備考
借用証書	様式4	1部 ※保証人の連署及び印紙の貼付が必要です。
印鑑証明	任意	連帯保証人分
通帳の写し等	任意	振込先を確認できるもの
他の奨学金の借り入れを減額又は辞退したことが確認できる書類	任意	・奨学金貸与月額変更願（写し）等 ※養成校の押印のあるもの

※借用書に貼付が必要な印紙の額は、借入金総額に応じて次のとおりです。

借入額	印紙
10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1,000円
100万円を超え500万円以下	2,000円

(3) 該当する事実が生じた場合に提出しなければならないもの

① 共通

提出するとき	書類	様式	備考
借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	住所・氏名等変更届	様式6	1部
	事実を証する書類	住民票・戸籍抄本等	1部
振込口座を変更するとき	振込口座変更届書	様式7	1部
	通帳の写し等	任意	1部
貸付を辞退するとき	辞退申出書	様式13	1部
借受人が死亡した時	死亡届	様式16-3	1部
	事実を証する書類	任意	1部

② 在学中から卒業まで

提出するとき	書類	様式	備考
保育協会から求めがあったとき（複数年貸付を受けた者）	在学確認書	参考様式⑤	1部
退学、休学、復学、留年、停学その他の処分を受けたとき	停学・復学・退学等届	様式16-2	1部
	事実を証する書類	任意	1部
卒業したとき	卒業届	様式16-4	1部

③ 卒業後従事期間を満了するまで

提出するとき	書類	様式	備考
保育士資格の登録票が届いたとき	資格登録届	様式16-5	1部
	登録票の写し	任意	1部
就職したとき	業務開始届	様式16-6	1部
	事実を証する書類	雇用契約書の写し等	1部
就職準備金の送金を受けるとき	内定通知の写し等	任意	1部
	使途（の見込み）	任意	1部
借受人が勤務先を退職（再就職した場合を含む）したとき	従事先変更届兼指定施設証明届	様式16-7	1部
	事実を証する書類	雇用契約書の写し等	1部
業務開始後、1年経過するごと	業務従事届	様式16-8	1部
返還免除要件（引き続き5年又は3年従事）を満了したとき	完了届	様式16-9	1部
	従事期間証明書	参考様式②	1部

(4) 返還命令を受けたとき

提出書類	様式	備考
返還計画書	様式19	1部

① 裁量免除を受ける場合に提出を要するもの

提出書類	様式	備考
返還免除申請書（裁量免除分）	様式21	1部
返還免除理由を証する書類	任意	従事期間証明書等を1部

② 返還猶予を受ける場合に提出を要するもの

提出書類	様式	備考
返還猶予申請書	様式20	1部
返還猶予理由を証する書類	任意	従事期間証明書等を1部



## IV 保育士修学資金貸付事業に関するFAQについて

### 1 貸付対象者の条件は何か

#### 【回答】

優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方を対象とします。

(目安となる基準)

① 優秀な成績を修める見込みのある者

→ 指定保育士養成施設からの推薦状(様式第1-5号)をもって判断します

② 貸付を受けなければ経済的に修学が困難と見込まれる世帯

→ 目安は、日本学生支援機構の第1種貸付金の短期大学の基準に相当する水準で、世帯全員の総所得額とします(生計を一にする者の所得の合計であり、家計支持者のみの所得ではありません。)

なお、生計維持者の罹病や世帯の構成員の長期療養、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害等の特別の事情がある場合には、この限りではありません。

<参考：日本学生支援機構の家計基準(第1種貸付金・短期大学)>

区分			給与所得者	給与所得以外
3人世帯	公立	自宅	640万円	274万円
		自宅外	707万円	321万円
	私立	自宅	705万円	319万円
		自宅外	772万円	366万円
4人世帯	公立	自宅	720万円	330万円
		自宅外	785万円	377万円
	私立	自宅	783万円	375万円
		自宅外	830万円	422万円
5人世帯	公立	自宅	906万円	498万円
		自宅外	1,000万円	592万円
	私立	自宅	996万円	588万円
		自宅外	1,090万円	682万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額(税込み)

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額(税込み)

### 2 「学費」には、どのような費用を含めてよいか

#### 【回答】

修学費用については、養成校において作成されている「受験生のしおり」等の学費について案内されている費用や、教材費が該当します。

### 3 編入学生は貸付の対象となるのか。

**【回答】**

編入学生も貸付の対象となります。

**4 日本学生支援機構等の奨学金との併給は、認められないのか。**

**【回答】**

この事業の趣旨は、学生等に対し学費等、修学費用の必要相当額を貸し付けることであるため、基本的に趣旨が同様の他制度との併給は好ましくありません。

ただし、生活保護世帯、母子世帯、兄弟姉妹が同時期に学費が必要等、真にやむを得ない理由がある場合は、本人から申立書を提出させ、当該学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合等は併給を認めることができます。

また、学費の補助を目的とする奨学金を受給し、本貸付の5万円と合わせると学費を上回るような場合には、学費の範囲に収まるよう、奨学金又は本貸付の借入額を減額していただくこととなります。

**5 貸付対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。**

**【回答】**

貸付対象施設に含まれます。

**6 既に日本学生支援機構等の奨学金を借りている学生も多いが、奨学金を減額して修学資金貸付に申し込む場合、どのように対応したらよいか。奨学金の減額申請を行っておくことが必要となるか。**

**【回答】**

修学資金貸付が決定した場合に、日本学生支援機構等の奨学金の減額・辞退を行うこととする場合には、その旨を推薦書や任意の様式（手続きのスケジュールや減額内容等を明記）に記載し、提出してください。

なお、申請時点で学生支援機構の減額・辞退の手続きを始めていた場合でも、要件を満たしていない場合には、修学資金貸付を受けられない可能性がありますので、その点を踏まえて対応してください。

**【提出書類】**

- ・養成施設おける学費総額を証明できる資料（入学案内等）
- ・日本学生支援機構等からこれまでに受けた奨学金の金額とその根拠資料（奨学生証等）
- ・今後、日本学生支援機構等の奨学金を何月からいくらにするか、予定と金額を記した資料及び減額・辞退のスケジュール（申請日及び決定日）

**7 修学資金の貸付が決定したら奨学金を辞退する予定の場合、申請書の「他の資金、奨学金等の申込状況」等をどのように記載すればよいか。**

**【回答】**

保育士修学資金の申込み時点では奨学金を借り入れしている状況ですので、辞退前の額を記入し、あわせて別紙（様式任意）にて辞退の手続きについても記載してください。

なお、この場合、貸付決定後に辞退状況の確認を行います。

## 8 留年した場合にはどうなるのか

### 【回答】

学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付を休止します。なお、借入した修学資金は返還となりますが、引き続き養成施設に在学しているときには返還の猶予を受けられます。

また、災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により留年となった場合には、貸付を休止しないこととすることもできます。

なお、どのような理由による場合でも、留年した場合には様式16-2を提出してください。

## 9 本社が兵庫県内にある事業者就職し、配属先が他県にある事業所となる場合や、他県に本社があり、兵庫県内の事業所に配属される場合には、返還免除を受けられるか。

### 【回答】

業務従事期間に算入できるか否かは、本社の所在地ではなく、業務に従事する保育所等の所在地により判断します。

なお、就職後、人事異動により本人の意思によらず他県にある保育所等で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間も業務従事期間に算入することができます。

## 10 保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受者が、市町等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、返済免除期間として算定できるか。

### 【回答】

配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は、返済免除条件の5年に算入することはできません。ただし、預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定こども園へ移行を予定している幼稚園で勤務する場合には、返済免除条件の5年に算入することができます。

なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、要綱に定める「その他やむを得ない事由があるとき」に該当するものとして、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができますが、その場合には「返還猶予申請書（様式20）」を、勤務している間毎年度提出してください。また、その際には、添付書類として、「本人が保育士として働く意思を持っている旨の申立書」（様式任意）をあわせて提出してください。

## 11 卒業後に就業したが、自己都合で退職し、一度返還が始まった場合、その後再就職して5年間勤務したとしても返還免除は適用されるのか。

### 【回答】

災害等やむを得ない事由で業務に従事できなかったという場合を除き、引き続き勤務していただくことが返還免除要件となっているため、返還が開始した後に5年間勤務したとしても返還免除にはなりません。

12 就職準備金は卒業時に加算するとされているが、4年制の養成施設の学生の場合、どのように貸し付けるのか。

【回答】

月額の前貸付金とは別に、卒業年次に就職準備金のみを貸し付けます。

13 貸付対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。

【回答】

貸付対象施設に含まれます。

14 4年生の保育士養成施設に在学する者に貸付を行う際に、2年間の貸付額を4年間に分けて貸付を行うことは可能か。

【回答】

兵庫県では、申請者一人に対し最大2年間の貸付としています。

15 過疎地域自立支援促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域はどこか

【回答】

次の地域が該当します。（平成29年4月1日時点）

養父市、淡路市、宍粟市、神河町、佐用町、香美町、新温泉町、洲本市（旧五色町の区域に限る）、豊岡市（旧城崎町、旧竹野町、旧但東町の区域に限る）、朝来市（旧山東町の区域に限る）

16 返還の開始時期について、猶予期間はあるか。

【回答】

返還の開始時期は、県保育協会の承認を受けた返還計画の内容により定まるため、承認を受けることで猶予期間を設定することは可能です。

ただし、返還は、返還の理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間に相当する期間の2倍の期間内に行っていただくことが原則となっており、返還の開始時期を送らせた場合でも、特に必要があると認められない限り、期間の終期は変更されません。

17 返還を延滞した場合、個人信用情報機関に登録されることになるか。

【回答】

現在、貸付実施主体は信用情報機関には加盟しておりません。

ただし、他の修学資金の借入の有無の確認のため自治体・社会福祉協議会等へ確認を行う場合や債権回収を弁護士等に委任した場合等において、借入人に係る個人情報を、貸付申請時に提出いただく個人情報取扱同意書の範囲内で利用させていただく場合があります。

**【個人情報の利用が考えられるケース】**

- ① 貸付の決定、貸付の内定、一時償還、貸付の停止、償還猶予・免除等について審査するため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について兵庫県保育協会から兵庫県に提供します。
- ② 申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する指定保育士養成施設へ提供・照会することがあります。
- ③ 返還の猶予及び免除に関わる業務従事の実事確認のために、業務従事先の保育所等借受人の情報について提供・照会することがあります。
- ④ 重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県等へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について他の都道府県等の保育士修学資金等貸付事業の実施主体へ個人情報の提供・照会をすることがあります。
- ⑤ 申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。
- ⑥ 貸付金の交付および償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。
- ⑦ 返還金の回収に際して、弁護士等に借受人等の情報を提供することがあります。

**18 保育士資格取得後、幼稚園教諭免許取得のため専修課程に更に2年在学する場合があるが、その場合も返還が必要になるのか。また、4年生大学への編入の場合はどうか。**

**【回答】**

指定保育士養成施設に在学している場合には返還が猶予されます。なお、その場合には、進学時に卒業届（様式16-4）と合わせて返還猶予申請書（様式20）を提出していただく必要があります。

指定保育士養成施設以外の4年生大学への編入等の場合には、やむを得ないと認められる事情が無い限り、原則として返還が必要となります。

**19 非常勤で勤務する場合でも返済免除の適用を受けられるか。**

**【回答】**

雇用形態は常勤職員に限られませんが、非常勤職員として勤務する場合、1,825日以上雇用され、保育の業務に従事した期間が900日以上有ることが必要となります。